

住民税が非課税になっている世帯に向けた 臨時特別給付金 (10万円/1世帯) について 手続きが必要です

- 住民税 (=日本に住民登録※1している **みんな**が払う税金) が非課税 (=税金を払う義務がない) になっている世帯 (=同じ家に住んでいて、お金を一緒に使っている家族) に向けた、臨時特別給付金 (国から特別にもらえるお金) は、住民税均等割非課税世帯や2021年1月の後に、コロナが理由で収入 (=仕事をしてもらうお金) が少なくなった世帯をサポートするための新しい支援金 (=サポートするための **お金**) です。
 - 給付金 (=国からもらえるお金) をもらうためには、**手続きが必要**です。
- ※1 日本の その市町村に住んでいることを役場に知らせて、名前などを書くこと。

いくらもらえますか？

1世帯 / 100,000円

いつ、もらえますか？

市区町村によって違います。

※市区町村が、確認の手紙か、申し込みの紙を受け取った後、書き忘れている所がないか見ます。申し込みした後に、少し時間がかかります。

だれが申し込みできますか？ 申し込みについて

申し込みができる世帯 (下のどれかに当てはまる世帯)

世帯全員の2021年度

「住民税均等割が非課税」の世帯

2021年1月の後の収入が少なく

なって、「住民税非課税に当てはまるぐらいの収入」になった世帯

住んでいる市区町村から確認書 (確認の手紙) が届きます (中身を見て、送り返してください。)

※確認書 (確認の手紙) が届かない時は、申し込みをしないといけない時もあります。

2021年12月10日に住民登録している、市区町村から確認書が送られます。

申し込みが必要です

申し込みする時に、住民登録している市区町村に申し込みしてください。

いつ申し込みするかは、住んでいる市区町村によって、違います。

【申し込みの紙を渡す場所】

市区町村の給付金を担当している窓口

申し込みの手続きについて

I 2021年度、住民税が非課税の世帯

世帯の全員が、2021年1月1日の前から今の住所に住んでいる場合

● 申し込みができる世帯には、市区町村から、給付金の内容や確認することが書かれた確認書（確認の手紙）が届きます。

● 中身を見て、市区町村に送り返してください。



【確認事項】

- ① お金をもらうための銀行の振込口座番号
- ② 世帯が、住民税を払っている人（例えば、お父さん）からお金をもらっている、家族だけ（お母さんと子どもだけ）の世帯ではないこと。

世帯の中に、2021年1月2日の後に今の住所に引っ越した人がいる場合

● 給付金をもらうための手続きは、

住んでいる市区町村によって、違います。



● 2021年12月10日の時に住民登録している市区町村に聞いてください。

II コロナが理由で収入が少なくなって、世帯の全員が、「住民税非課税に当てはまるぐらいの収入」になった世帯

● 給付金をもらうためには、申し込みが必要です。

● 申し込みの紙の必要な所を記入して、収入の金額が分かる書類と一緒に、住んでいる市区町村の窓口にもっていくか、郵便で送ってください。

！ 収入が少なくなった理由が、コロナじゃない時に申し込みをして、給付金をもらった場合は、犯罪になります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください。



家や職場などに都道府県・市区町村などだと言う人から、怪しい電話や郵便があった場合は、住んでいる市区町村や近くの警察署か警察相談専用電話（#9110）に連絡してください。

お問い合わせ

2021年度住民税非課税世帯等に対する

臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00~20:00（12/29~1/3を除く）

※ くわしいことは、内閣府ウェブサイトも見てください。

内閣府 非課税世帯等給付金 検索

(<https://www5.cao.go.jp/keizai1/hikazei/index.html>)